

半田市戸籍事務、住民基本台帳事務等における本人確認等に関する取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、戸籍法（昭和22年法律第224号）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、半田市印鑑条例（平成元年半田市条例第23号）に基づく事務その他市民課所管事務に係る証明書等の交付の請求及び申出（以下「請求等」という。）を行う者（以下「請求者」という。）並びに届出を行う者（以下「届出人」という。）に対して、本人であることの確認（以下「本人確認」という。）及び請求事由等の確認を行うための必要な事項を定めることにより、不当な目的による請求等及び虚偽の届出を防止し、事務の適正な執行を確保するとともに、個人情報の保護を図ることを目的とする。

（本人確認を行う請求等又は届出の範囲）

第2条 市長は、次に掲げる請求者又は届出人に対し、本人確認を行うものとする。

- (1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付
- (2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付
- (3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付
- (4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付
- (5) 戸籍法第27条の2第3項の規定に基づく不受理の申出
- (6) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付
- (7) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務
- (8) 戸籍法第60条、第61条、第63条又は第64条の規定に基づく認知の届出
- (9) 戸籍法第66条又は第68条の規定に基づく縁組の届出

- (10) 戸籍法第70条又は第71条の規定に基づく離縁の届出
 - (11) 戸籍法第74条の規定に基づく婚姻の届出
 - (12) 戸籍法第76条の規定に基づく離婚の届出
 - (13) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行
(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下次号において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行を除く。)
 - (14) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行
(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。))により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行を除く。)
 - (15) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項及び第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載した事項に関する証明書の交付の請求等
 - (16) 住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付の請求等
 - (17) 住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求等
 - (18) 住民基本台帳法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付の請求等
 - (19) 住民基本台帳法第22条第1項の規定に基づく転入の届出
 - (20) 住民基本台帳法第23条の規定に基づく転居の届出
 - (21) 住民基本台帳法第24条の規定に基づく転出の届出
 - (22) 住民基本台帳法第25条の規定に基づく世帯変更の届出
 - (23) 半田市印鑑条例第14条第1項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付の請求
 - (24) 半田市手数料条例(昭和39年半田市条例第2号)第3条の規定に基づく証明書のうち、自動車臨時運行許可証、身分証明書その他戸籍法及び住民基本台帳法に係る証明書の交付の請求等
(個人からの請求等又は届出における本人確認の方法)
- 第3条 市長は、個人(住民基本台帳法第12条の3第3項に規定する特定事務受任者(以下「特定事務受任者」という。))を除く。)から前条の請求等又は届出があった場合は、

次の各号のいずれかの方法により本人確認を行うものとする。

- (1) 別表第1に掲げる書類のいずれか1枚の提示を求める方法
 - (2) 別表第1に掲げる書類を携帯していない場合は、別表第2のAグループに掲げる書類のいずれか1枚及び別表第2のBグループに掲げる書類のいずれか1枚の提示を求める方法（別表第2のBグループに掲げる書類を携帯していないときは、別表第2のAグループに掲げる書類のいずれか2枚の提示を求める方法）
 - (3) 別表第1に掲げる書類を携帯しておらず、かつ、別表第2に掲げる書類のいずれか1枚しか携帯していない場合は、当該書類の提示を求め、併せて、請求者又は届出人に対して口頭で本人確認のための質問を行う方法
 - (4) 前各号の書類を携帯していない場合は、請求者又は届出人に対して口頭で本人確認のための質問を行う方法
 - (5) 郵送により請求等又は届出があった場合は、第1号から第4号までに規定する本人確認書類の写しの提出を求める方法又は前号に規定する質問を電話で行う方法。併せて、送付場所が請求者の住民票に記載されている住所地と異なるときは、その理由を厳格に審査し、必要に応じて、送付場所を確認できる資料の提出を求めるものとする。
- 2 市長は、前項第1号又は第2号に規定する方法による本人確認において、本人であることに疑義が生じる場合その他特に必要と認める場合は、請求者又は届出人に対し、口頭で本人確認のための質問を行うものとする。

（法人からの請求等における本人確認の方法）

第4条 市長は、法人（特定事務受任者の所属する会、国及び地方公共団体を除く。）から第2条の請求等があった場合は、前条第1項の規定に準じ、本人確認を行うものとする。この場合において、前条第1項第6号中「請求者の住民票に記載されている住所地」とあるのは、「法人の主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の場合において、申請書に、その法人の名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地を明らかにさせるものとする。

（特定事務受任者からの請求等における本人確認の方法）

第5条 市長は、特定事務受任者又は特定事務受任者の事務を補助する者（以下「事務補助者」という。）から第2条の請求等があった場合は、次の各号のいずれかの方法により本人確認を行うものとする。

- (1) 別表第1に掲げる書類のいずれか1枚又は特定事務受任者若しくは事務補助者であることを証する書類（本人の写真が貼付されたものに限る。）の提示を求める方法
 - (2) 郵送により請求等があった場合は、前号の書類の写しの提出を求める方法。ただし、特定事務受任者の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表している場合は、その書類の写しの提出は要しない。
- 2 市長は、前項の本人確認において、本人であることに疑義が生じる場合その他特に必要と認める場合は、請求者に対し、口頭又は電話で本人確認のための質問を行うものと

する。

3 市長は、第1項第2号の場合において、送付場所が特定事務受任者の事務所の所在地と異なるときは、送付場所を特定事務受任者の事務所の所在地とするよう請求者に変更を求めるものとする。

4 市長は、第1項の場合において、特定事務受任者の所属する会が発行した証明書等の交付を申し出る書類（以下「統一請求用紙」という。）による請求等であるかどうかを確認し、統一請求用紙を用いていないときは、統一請求用紙の提出を求める。

（国又は地方公共団体からの請求における本人確認の方法）

第6条 市長は、国又は地方公共団体から第2条の請求があった場合は、次の各号のいずれかの方法により本人確認を行うものとする。

(1) 国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書の提示を求める方法

(2) 前号の証明書を携帯していないときは、別表第1に掲げる書類のいずれか1枚の提示を求める方法

(3) 郵送により請求があった場合は、請求書に記載された職名及び氏名により確認する方法。この場合において、本人であることに疑義が生じる場合その他特に必要と認めるときは、第1号の証明書の写しの提出を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由により証明書の写しを提出することができないときは、別表第1に掲げる書類のいずれか1枚の写しの提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の本人確認において、本人であることに疑義が生じる場合その他特に必要と認める場合は、国又は地方公共団体の機関の職員及び事務所に対し、口頭又は電話で本人確認のための質問を行うものとする。

3 市長は、第1項の場合において、公文書による請求であるかどうかを確認し、公文書を用いていない場合は、公文書の提出を求める。この場合において、公文書の記載事項に疑わしい点がある場合等特に必要と認めるときは、国又は地方公共団体の機関の事務所に電話で照会するものとする。

（代理権限の確認）

第7条 市長は、第2条第1項第1号から第4号まで、第6号、第7号、第13号から第24号までの請求等若しくは届出を代理人又は使用者が行う場合には、その権限の確認を次の方法により行うものとする。

(1) 法定代理人の場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を求める方法。ただし、半田市又は他市区町村において管理する戸籍簿により資格を確認できる場合は、戸籍謄本の提出は要しない。

(2) 任意代理人の場合には、委任状の提出を求める方法

(3) やむを得ない理由により前2号の方法で権限の確認をすることが困難であると認めるときは、宣誓書（様式第1）の提出を求める方法

2 市長は、前項第2号及び第3号の場合において、基礎証明事項（住民基本台帳法第7

条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる事項をいう。)以外の事項が記載された住民票の写しを求める請求等であって、特に必要と認めるときは、代理人又は使者に依頼をした本人に係る本人確認書類の提示又は写しの提出を求めるものとする。ただし、本人の戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属からの請求等であって、半田市において管理する戸籍簿で本人と代理人又は使者の身分関係が確認できるときは、本人に係る本人確認書類の提示を省略することができる。

(届出人への通知)

第8条 市長は、第2条第5号、第8号から第12号までの届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、届出があった旨を届出人に戸籍届出確認通知書(様式第2)により通知するものとする。

- (1) 届出人について第3条第1項第1号に規定する方法により本人確認を行うことができないとき。
- (2) 使者から届出があったとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

2 市長は、第2条第19号から第22号までの届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、届出があった旨を届出人に住民異動届確認通知書(様式第3)により通知するものとする。

- (1) 届出人、代理人又は使者について第3条第1項第1号から第3号までに規定する方法により本人確認を行うことができないとき。
- (2) 郵送により第2条第21号の届出があった場合において、別表第1に掲げる書類のいずれか1枚の写しの提出がなかったとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(請求事由等の明示等)

第9条 市長は、第2条第1項第1号から第4号まで、第6号、第7号、第13号から第18号まで、第23号及び第24号の請求者に対し、請求等が不当な目的によるものではないことを確認するため、請求等に係る証明書等に記載される者との関係が明らかになる契約書、取引の事実を確認できる書類等の提示若しくは提出を求め、又は質問をすることができる。

(請求等又は届出の拒否)

第10条 市長は、請求者又は届出人が次の各号のいずれかに該当する場合は、請求等又は届出を拒否することができる。

- (1) 第3条から第6条までに規定する本人確認等に応じないとき。
- (2) 第7条に規定する代理権限の確認に応じないとき。
- (3) 前条に規定する請求事由等の明示等に応じないとき。
- (4) その他請求等又は届出に疑義があるとき。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 2 日から施行する。

別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第10条関係）

- ・ 個人番号カード（写真付きのものに限る。）
- ・ 住民基本台帳カード（写真付きのものに限る。）
- ・ 旅券
- ・ 運転免許証
- ・ 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）
- ・ 海技免状
- ・ 電気工事士免状
- ・ 無線従事者免許証
- ・ 動力車操縦者運転免許証
- ・ 運航管理者技能検定合格証明書
- ・ 猟銃・空気銃所持許可証
- ・ 特殊電気工事資格者認定証
- ・ 認定電気工事従事者認定証
- ・ 耐空検査員の証
- ・ 航空従事者技能証明書
- ・ 宅地建物取引士証
- ・ 船員手帳
- ・ 戦傷病者手帳
- ・ 教習資格認定証
- ・ 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
- ・ 身体障がい者手帳
- ・ 精神障がい者保健福祉手帳（写真付きのものに限る。）
- ・ 療育手帳
- ・ 小型船舶操縦免許証
- ・ 在留カード（写真付きのものに限る。）
- ・ 特別永住者証明書（写真付きのものに限る。）
- ・ 国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書（写真付きのものに限る。）

別表第2（第3条、第4条、第8条、第10条関係）

A グ ー プ	・ 個人番号カード（写真無しのもの。） ・ 住民基本台帳カード（写真無しのもの。） ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険、健康保険、船員保険又は共済組合の資格確認書 ・ 介護保険の被保険者証 ・ 国民年金手帳 ・ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書 ・ 共済年金又は恩給の証書 ・ 共済組合、国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る基礎年金番号通知書 ・ 請求書、申出書、届出書等に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ・ 別表第1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等 ・ 敬老手帳 ・ 生活保護受給者証 ・ 精神障がい者保健福祉手帳（写真無しのもの。） ・ 在留カード（写真無しのもの。） ・ 特別永住者証明書（写真無しのもの。）
B グ ー プ	・ 学生証 ・ 法人がその職員に対して発行した身分証明書（国又は地方公共団体の機関が発行した本人の写真が貼付されたものを除く。） ・ 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士の会員証又は補助者証（いずれも写真付き） ・ 国又は地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証又は資格証明書（別表第1に掲げる書類を除く。） ・ キャッシュカード ・ 本人名義の預貯金通帳 ・ 診察券 ・ その他の通常本人しか持ち得ないと認める書類

様式第1 (第7条関係)

宣誓書

請求者 (届出人)	住 所	
	氏 名	

私は、下記の件について、上記の者より依頼を受けた者であって、真実に相違ありません。

1. 交付の請求等 [住民票の写し ・ 戸籍の附票の写し ・
戸籍謄抄本 ・ その他 ()]
2. 住民異動届 [転入届 ・ 転居届 ・ 転出届 ・
世帯変更届 ・ その他 ()]

年 月 日

代理人又は使者	住 所	
	氏 名	

備考 上記と同内容の記載を申請書等又は住民異動届の余白にすることにより、本宣誓書に代えることができる。

様式第2（第8条関係）

年 月 日

様

愛知県半田市長

印

戸籍届出確認通知書

あなたからの戸籍届出については、下記のとおり受理されました。

記

- 1 受理年月日 年 月 日
- 2 事 件 名
- 3 届出人氏名

- 4 届出事件本人氏名

様式第3（第8条関係）

住民異動届確認通知書

年 月 日

様

愛知県半田市長

印

下記の内容の住民異動届を受理しましたので通知します。

1 届出年月日 年 月 日

2 届 出 名 _____

3 異動者氏名 _____

この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点からお送りしているものです。

この通知に疑義のある方は、下記までご連絡下さい。

担 当

連絡先